

質 問 書 (回答)

2022 年 11 月 14 日

「ラオス国ルアンパバーンにおける持続可能な都市開発・交通管理プロジェクト」

(公示日:2022 年 11 月 2 日/調達管理番号:22a00594)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P17 第 6 条 実施方針及び留意事項 (9) 日本側実施体制 1) 長期専門家との協働	「本業務とは別に」や「本業務に含まれない」との記載がございますが、次の理解で宜しいでしょうか。 ・長期専門家はコンサルタントが企画・立案するパイロット事業の実施支援やモニタリングは行わない。 ・長期専門家が実施・モニタリングをされるパイロット事業は、長期専門家の方が独自で考案し形成する。 ・相乗効果を狙った協働機会を検討するものの、原則として別々の活動を実施する。	ご認識のとおりです。
2		長期専門家の業務期間については、配布資料 RD の Annex.4 PO に記載の通り、1 年目の第 3 四半期～プロジェクト終了までと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3		・長期専門家が実施・モニタリングをされるパイロット事業は、長期専門家の方が独自で考案し形成する。 上記のこの質問の理解があつているとすれば、このパイロット事業の検討開始と実施予定時期をご教示ください。	長期専門家の着任後に具体的な内容を検討し、実施時期は 2 年目から 3 年目を想定します。なお、長期専門家は、業務実施コンサルタントの活動を補足するような小規模事業や C/P の能力強化を行うことを想定しています。

4	P18 第6条 実施方針及び留意事項 (9)4.)日本の企業や大学との連携 について	連携を想定している学識経験者や企業の渡航 を検討したいと考えております。その費用につ きまして、提案書にて費用計上したいと考えて おりますがよろしいでしょうか。	内容については契約段階で確認しますが、提案 の時点で見積りに計上頂く事は問題ございませ ん。
5	P26 第7条 成果にかかる活動 8) o)ステークホルダー協議の開 催支援 P42 2. 業務実施上の条件 (3)1) 成果1 戦略的環境アセスメント調査につ いて	第7条成果にかかる活動「8)都市交通マスター プラン案を作成する」の中では、o)ステークホル ダー協議の開催支援までとなっております。他 方、P42 の調査の数量(参考)としては、「SEA レポート作成、天然資源環境省の承認」が記載 されていますが、SEA の承認に向けた調査を 行い、SEA レポートの作成および承認までの作 業が含まれると考えてよろしいでしょうか。	「SEA の承認に向けた調査」というものは想定し ておりませんが、SEA レポート作成後のラオス 側の承認支援は本業務に含みます。
6	P44 4. 見積書作成にかかる留意事項 (3) 定額計上・定量計上について	パイロット事業の定額計上分が、パイロット事業 の予算と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	P29 2. 業務実施上の条件 成果2 19)環境社会配慮	「パイロット事業が簡易な社会実験などの場合 は環境社会配慮の対応が特段不要になる可能 性もある。については、選定された事業内容に応 じて必要になる業務(現地再委託含む)を契約 変更にて追加する」とのご記載がありますが、 環境社会配慮担当団員のアサイン配置につい てはどのように考えれば宜しいでしょうか。	選定されたパイロット事業の JICA 環境社会配慮 ガイドラインにおけるカテゴリ分類の特定までを 当初契約に含めます。環境社会配慮カテゴリが B 以上になるパイロット事業があれば、必要な対 応につき契約変更で環境社会配慮担当団員の 人月および現地再委託業務を追加します。 なお、企画競争説明書に記載のとおり、本プ ロジェクトの対象地域には世界遺産地区が含ま れるため、プロジェクト初期段階から DPL や UNESCO 世界遺産センターと調整を行い、ルア ンパバーンの伝統的価値を尊重する事業選定

			支援を行うとともに、遺跡影響評価（Heritage Impact Assessment）にかかる確認も行うこととなりますが、当該業務は当初契約に含めます。
--	--	--	---

以上